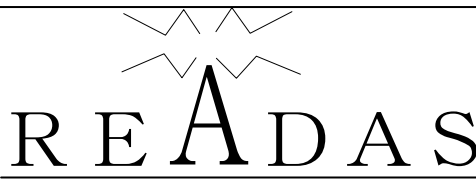


第 4953 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 4月 1日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 青色事業専従者の要件

Q：今年から、個人事業を始めたのですが、妻を青色事業専従者にしようと思っています。何か要件がありますか？

A：届出、その他一定の要件があります。
【解説】

青色事業専従者とは、青色申告者と生計を一にする配偶者その他の15歳以上の親族で、専ら青色申告者の営む事業に従事する者をいいます。

専ら青色申告者の営む事業に従事するかどうかは、その事業に専ら従事する期間がその年を通じて6ヶ月を超えるかどうかにより判定されますが、次のいずれかに該当する者である期間があるときは、その期間は事業に専ら従事する期間に含まれないこととされています。

- ①学校の学生又は生徒である者(夜間に授業を受け昼間に事業に従事するもの、昼間に授業を受け夜間に事業に従事するもの、その他事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く)
- ②他に職業を有する者(その職業に従事する時間が短い者その他その事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く)
- ③老衰その他心身の障害により事業に従事する能力が著しく阻害されている者

なお、青色事業専従者に対する給与は、所轄の税務署に届出をした金額の範囲で、その労務の対価として相当であると認められるものであれば、その事業に係る必要経費として認められます。

